

第二次佐久市総合計画 基本構想について

1 第二次佐久市総合計画の意義・性格

総合計画は、市町村の目指すまちの姿や、その実現のために必要な基本的施策を明確に示すもの。

人口減少の急速な進行を始めとする社会経済情勢の変化に的確に対応し、現在の世代だけでなく、将来の世代も「暮らしやすさ」「住みやすさ」「働きやすさ」が実現できるとともに、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、平成 29 年度を初年度として策定したものであり、市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられる。

2 計画の構成

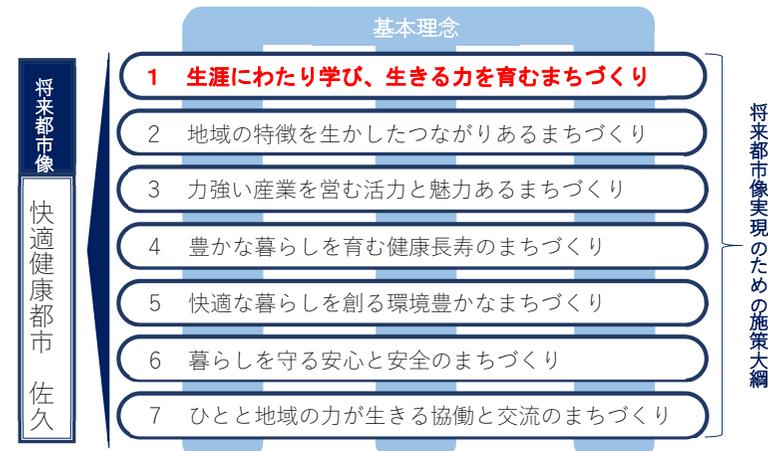
第二次佐久市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成され、内容と期間は以下のとおり。

	内容	計画期間
基本構想	時代の潮流や本市の特徴を踏まえ、10 年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針となるもの。 ※議会の議決に基づき策定（議会基本条例から）	10 年間 (平成 29 年度～令和 8 年度)
基本計画	基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した中期的な計画。社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、今回見直しを行う。	5 年間 (前期：H29～R3) (後期：R4～R8)
実施計画	基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度からの 3 年を対象とする短期的、具体的な計画。	3 年間 (毎年度見直し)



3 基本構想

10 年間の計画期間のため、改訂は行わない。



4 施策大綱（教育・文化分野）

生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり

(1) 政策の方向性

価値観やライフスタイルが多様化し、学び方や働き方の選択肢が広がった現代社会において、将来を担う子ども達が確かな夢や希望を持つことが出来るよう、生涯にわたり、主体的・創造的に学び、生きる力を育むまちづくりを目指します。

(2) 主要施策

- ア 将来を担うひとづくり
幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成
- イ 主体的、創造的な学びと文化の熟成
文化・芸術、生涯学習、スポーツ
- ウ 尊重され支え合う社会の形成
人権尊重社会、男女共同参画社会